

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則をここに公布する。

令和2年6月16日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第17号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則

(条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由)

第1条 神戸市介護保険条例(平成12年3月条例第98号)第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則(平成12年3月規則第129号)第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)により、世帯の生計を主として維持する者(次号において「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者について、事業収入(所得税法(昭和40年法律第33号)第27条第2項に規定する事業所得に係る総収入金額をいう。)、不動産収入(所得税法第26条第2項に規定する不動産所得に係る総収入金額をいう。)、山林収入(所得税法第32条第3項に規定する山林所得に係る総収入金額をいう。)又は給与収入(所得税法第28条第2項に規定する給与等の収入金額をいう。)(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、かつ次のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のうちいずれかのものに見込まれる減少の額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の額を除く。)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得(以下「減少見込み

所得」という。以下同じ。)以外の前年の所得の合計額(神戸市介護保険条例第8条第1項第6号アに規定する合計所得金額であって、減少見込み所得を除いた額をいう。)が400万円以下であること。

(保険料の減免)

第2条 前条各号のいずれかに該当する場合における保険料の減額又は免除に関して、次に掲げる事項その他の必要な事項については、福祉局長が定める。

(1) 減額又は免除のどちらを行うかの基準

(2) 減額する場合におけるその金額

(3) 減額又は免除を行う期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用期間)

2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの及び令和2年度分の保険料について適用する。